

② 気候変動対策

日欧米における気候変動対策の動向

～ポスト京都へ向けた国際枠組構築を中心にして～

コンサルタント 山田 心治

はじめに～洞爺湖サミットを振り返って

との見解が示されている¹。

2008年7月に北海道洞爺湖にて開催された主要先進国首脳会議(G8)では、主要テーマのひとつとして気候変動問題が取り扱われた。同会議では、長期的数値目標について、“2050年までに世界全体の排出の少なくとも50%削減を達成する目標というビジョンを、UNFCCCの全締約国と共有し、かつ、この目標をUNFCCCの下での交渉において、これら諸国と共に検討し、採択することを求める”としており、2007年のハイリゲンダムサミットの“真剣に検討する”よりは前進した内容となっている。

また、直後に開催された主要経済国会議(MEM)では、“排出量削減の世界全体の長期目標を含む、長期的な協力の行動のためのビジョンの共有を支持する”とG8合意を支持する声明が示された。当サミットの評価については様々な見解があるが、「2050年50%削減」というシナリオに対して、世界全体の総排出量で約80%を占める主要国が一定の合意を示すことが出来たことに関しては、評価をすることが出来るだろう。2009年末にコペンハーゲンで開催されるCOP15(国連気候変動枠組条約第15回締約国会議)におけるポスト京都の新たな国際枠組み合意へ向けて、当サミットは中間地点として位置づけられており、今後、更に本格的な議論が続けられることとなる。

本稿では、まずサミットや国連における交渉の場でも大きな影響を示す日本、欧州、米国を3極として、それぞれの国内(域内)における気候変動対策の動向について把握する。さらに、ポスト京都の国際枠組み構築へ向けて、京都議定書の抱える問題点や各国の思惑を明らかにし、我が国における気候変動対策の方向性について示唆を与えることを目的としている。

1. 我が国の気候変動対策の動向

(1) 温室効果ガスの排出状況と見通し

2005年度の我が国温室効果ガス排出量は13億5,900万tCO₂となっており、基準年度の総排出量を7.7%上回っている。2008年3月に発表された「京都議定書目標達成計画改訂版」では、現行対策に更なる追加対策を講じた場合の2010年度排出量に関して推計しているが、その結果、排出目標値である12億5,300万tCO₂を下回ることが可能であり、京都議定書の6.0%削減目標は達成し得る、

(2) 国内排出量取引導入へ向けた議論

先の目達計画において、国内排出量取引制度は「…幅広い論点について、具体案の評価、導入の妥当性も含め、総合的に検討していくべき課題である」との位置づけがなされており、我が国においても導入是非について活発な議論が交わされている。今年に入り洞爺湖サミットを控え、首相官邸では「地球温暖化問題に関する懇談会」、経済産業省では「地球温暖化対応のための経済的手法研究会」、環境省では「国内排出量取引制度研究会」がそれぞれ開催されており、制度導入の是非や制度設計の雛形について検討がなされてきた。

そのような中、2008年6月、福田首相が発表した「福田ビジョン」では、今秋に、多数の業種・企業が参加した排出量取引の国内統合市場を試行的に開始することが表明されており、現在、制度設計が進められている。経済産業省と環境省は、それぞれ制度案を発表しているが、どちらの案ともに、①希望する企業が自主的に制度に参加することを想定していること、②政府が企業に対して強制的に排出量の上限を定める手法はとらないこと、③自主的に総量・原単位目標を選べること、としており、総量規制の意味合いは薄くなっている。また、経済産業省では国内CDM制度(中小企業等CO₂排出量削減制度)、環境省ではJ-VES (Japan's Voluntary Emissions Trading Scheme: 自主参加型国内排出量取引制度)をベースとした排出枠統合を検討しており、今後の制度設計が注目されている。

福田ビジョンの骨子

・2050年までの長期目標としてCO₂排出量を現状比60～80%削減。中期目標として2020年までに現状比14%削減は可能
・セクター別積み上げ方式によって設定した国別総量目標について、COP14で算出結果を報告するよう各国に働きかけ
・途上国支援の基金に、最大12億ドル(約1,300億円)拠出
・今秋、排出量取引の国内統合市場を試行。本格導入時に必要な条件、制度設計上の課題を明らかにする
・秋の税制改革で環境税の扱いを含めて税制全般を見直し、税制のグリーン化を推進

図1 福田ビジョンの骨子要約

(出所: 首相官邸 HP より)

¹ 2010年度排出量に関して、対策上位、下位の2ケースを推計している。この2ケースでは、各部門において国、地方公共団体を始め、各主体が現行対策に加え、追加された対策・施策に全力で取り組むことにより、約3,700万tCO₂以上の排出削減効果が見込まれるとしており、2010年度排出量は12億3,900～12億5,200万tCO₂との見通しを示している。

2. 欧州における気候変動政策の動向

(1) 温室効果ガスの排出状況と見通し

EEA(欧州環境機関: European Environment Agency)は、2007年11月に発表した「Greenhouse gas emissions trends and projections in Europe 2007」において、EU加盟27カ国のGHG排出実績データを取りまとめ、さらに2010年GHG排出量を予測することにより、京都目標達成可能性について分析を実施している。

EU27カ国の2005年GHG排出量は5,177MtCO₂であり、基準年の5,815MtCO₂と比較して、638MtCO₂減少(-11.0%)している。また、EU15カ国の2010年GHG排出量について、“Case1:既存対策のみ実施した場合”、“Case2:既存対策に加え、炭素吸収や京都メカニズムの追加的措置を実施した場合”の2つのケースについて予測を実施し、京都目標(基準年比8.0%削減)とのギャップについて分析している。

その結果、“Case1:既存対策のみ”における2010年GHG排出予測量は4,102MtCO₂(基準年比4.0%削減)となり京都目標を172MtCO₂(+4.0%)の上回るのに対し、“Case2:既存対策+追加的措置”における2010年GHG排出予測量は3,786MtCO₂(基準年比11.4%削減)となった。従って、京都目標を143MtCO₂(-3.4%)下回る予測結果となり、京都目標達成へ向けて余裕のある状況との分析が示されている。

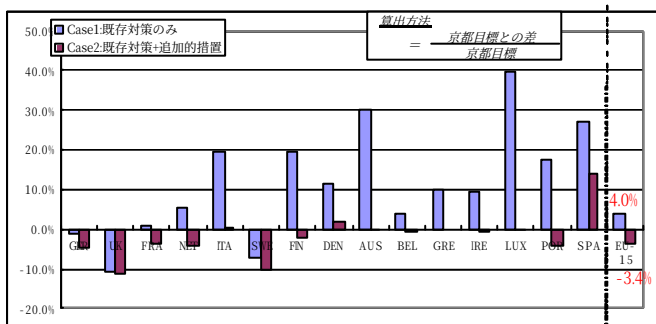


図2 2010年排出予測量の京都目標値比増減率(EU15カ国)
(出所: PEC2007p-05)

(2) EU-ETSの動向

欧州では2005年1月より世界初の大規模なC&T(Cap and Trade: キャップアンドトレード)方式としてEU-ETS(EU-Emission Trading Scheme: 欧州域内排出量取引制度)²を稼動しており、2007年末を持って第1期間の運用を終え、2008年1月より第2期(2008~2012年)へと移行している。

² 電力産業や鉄鋼、石油精製、セメント等のエネルギー多消費型産業における一定以上の設備能力を有する施設を対象とするC&T方式による排出量取引制度。国別の排出総量及び対象施設の排出割当量を示したNAP(National Allocation Plan: 国別排出量割当計画)が各国単位で策定されている。

第1期は過剰割当であり大量の余剰枠³が発生したため、期待された実質的削減効果や技術開発投資の促進効果はほとんど無かったといわれている。また大量余剰枠発生の結果、第1期EUA価格が低値(2007年中頃からは1€/tCO₂を下回る)で推移したことにより、石炭燃料がCO₂排出原単位の低い天然ガスと比較して、一段とコスト優位性を持つこととなった。そのため多くの電力会社は、石炭火力発電の焼き増しを実施し、結果としてCO₂排出量増加に繋がった。電力会社は、EUA⁴(EU Allowance: EU排出許可枠)購入を行いこれに対処したが、その際、必要以上の価格上乗せを実施することによってwindfall profits(棚ぼた利益)を享受しており、第1期における大きな問題⁵となった。

このような問題がある一方で、炭素市場の創設・炭素価格付けの成功により事業者の意識を変えることが出来たことは、第1期における最大の成果だと捉えられており、2008年から開始された第2期ではこれらの知見を活かした制度設計がなされている。第2期は第1期と比較してやや厳しめの割当となっており、また国家間、産業間において不平等感が大きかった第1期における課題を踏まえ、各国間・各産業間におけるハーモナイゼーションが進展している。その結果、国家間、産業間に対する負担が幾分平等化されており、より公平な競争環境(level playing field)の構築が図られている。

(3) EU-ETS導入による経済競争力への影響

各施設に排出上限を設定するという「総量規制的手法」が、事業者や産業、国家等の経済競争力に対して与える影響については、欧州でも様々な研究所・シンクタンクが調査分析を実施しており、また我が国における排出量取引導入の議論においても主要な論点となっている。

結論から言えば、第1期は非常に甘い割当であったため、各国の経済成長や各産業の競争力等に対する影響は少なかった模様である。この背景として、各国政府は、自国の経済競争力に十分配慮し、産業政策と整合するかたちで排出量割当を実施していることが挙げられる。具体的には、多くの国において、下流に価格転嫁が可能な電力部門のみ厳しい排出枠を設定したのに対し、競争に晒される産業の排出枠を穏やかに設定することによって、事業者に対して負担のかからない制度設計を実施してい

³ 各施設の排出実績に関して信頼できるデータが存在しなかったため、各国政府は、ある程度、産業界及び事業者からの要求を受け入れる形で排出枠を設定せざるを得なかったこと、また京都目標達成へ向けた余裕のある状況であり、産業界の競争力に配慮した割当が可能であったこと等が理由として考えられている。

⁴ EU-ETS内でのみ通用するEU通貨のようなもの。1tCO₂当たりの価格として示される。

⁵ この電力価格上昇により、電力多消費産業であり、また国際競争に晒されているため製品価格への転嫁が難しいアルミ、セメント産業等が大きな影響を受けており、不公平感は特に大きい模様である。

る。特に、英国は第1期、第2期ともにBAU(Business as Usual)からの排出削減分を全て電力部門に対してしわ寄せする割当方式を実施しており、このやり方は「UK モデル」として多くの国において採用されている。

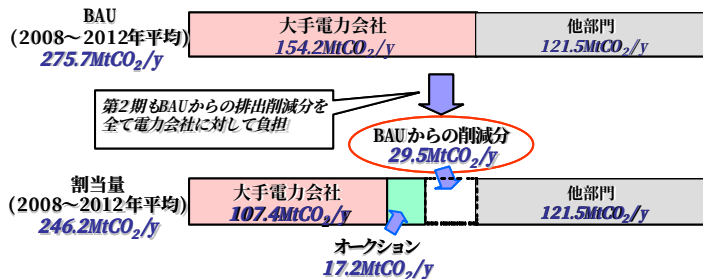


図3 英国における電力部門へのしわ寄せのやり方
(出所:PEC2007p-05)

また、EU-ETSは第1期、第2期において、ほぼ全量グランドファザリングによる割当を実施した。これはすなわち、排出枠という財産権⁶を政府が各事業者に対してばら撒いたのと同じ意味合い⁷であり、EU-ETSの大きな特徴となっている。

(4)2013 年以降の EU-ETS

欧州委員会は、2008 年 1 月 23 日に発表した欧州エネルギー政策パッケージにおいて、中期的削減目標⁸達成へ向けた様々な具体的行動計画をしており、2013 年以降も EU-ETS を主要な政策的手段として位置づけている。

最大の特徴は、これまで批判の大きかったグランドファザリング方式による割当から、オークション方式割合を大幅に増やすことを提示しており、今後の産業界との交渉が注目されている。

表1 第3期制度の主要点

排出枠割当方法	欧州委員会がセクター単位で中央集権的に配分
総排出枠	2013年は19.7億tCO ₂ /y。段階的に減らし2020年には17.2億tCO ₂ /y
オークション拡大	電力部門は2013年から全量オークション方式 他産業部門は、オークション20%、無償割当80%(2020年には全量オークション方式へ移行)
その他	国際競争力に晒され、炭素リーケージ発生リスクの可能性が高い部門に対する配慮を検討 アルミニウム、非鉄金属及び化学部門も対象へ

(出所:欧州委員会 HP 等)

⁶ EU-ETS における CO₂ 排出枠の会計上の処理は国際会計基準(IAS: International Accounting Standards)に準拠しているが、この基準では CO₂ 排出枠取引権利、排出枠は貸借対照表(B/S)上、資産として計上される。

⁷ CEPS(Centre for European Policy Studies:欧州政策センター)の C. Egenhofer 氏は、「EU-ETSは、開始10年間程度はグランドファザリング方式による割当を実施することにより、企業に利便を与えている」と述べており、無償割当の補助金としての機能を指摘している。

⁸ 2007 年 1 月、欧州委員会は、EPE(Energy Policy for Europe:欧州エネルギー政策)において、「欧州として 2020 年までに GHG 排出量を 20%削減(1990 年比)」することを発表。また、他先進国の同調を条件に、「先進国は 2020 年までに GHG 排出量を 30%削減(1990 年比)」を提唱している。

3. 米国における気候変動政策の動向

(1)温室効果ガスの排出状況と見通し

米国は、世界最大のエネルギー消費国であり、全世界の温室効果ガス排出量の約 25%を占める最大の排出国である。米国の温室効果ガス排出量は 2005 年の段階で 7,241MtCO₂(基準年比 16.3%増)となっており、既に離脱している京都議定書目標値 1990 年比 7.0%削減と大幅に乖離している。

(2)連邦議会における動向

2007年4月、米連邦最高裁がブッシュ政権下の温室効果ガス排出規制に対して下した判決⁹は、米国気候変動対策の展開に大きな影響を与えており、連邦議会においても、企業にGHG排出削減を義務付ける法案が数多く提出されている。特に2007年8月にリーバーマン上院議員らが複数の提案を再編成して発表した「リーバーマン・ウォーナー法案(S.2191)」は、結局2008年6月に上院本議会において否決されたが、米国内のみならずEUや我が国における今後の気候変動対策に対しても大きな影響を与えている。また、同法案は、排出量取引導入へ向け比較的積極的な意向を示す民主党オバマ、共和党マケイン両大統領候補の政策に対しても影響を与えており、今後の議論のベースになると考えられる。

表2 S.2191の概要

規制対象	6つの全GHG 経済活動全般(電力及び産業部門は各設備に対する川下割当とする一方で、運輸部門は石油精製及び化石燃料輸入業者に対する川上割当としており、ハイブリット型の割当となっている)
削減目標	2020年までに2005年比19%削減 2050年までに2005年比63%削減
排出枠配分とオークション	無償配分とオークションの併用 (詳細はEPAが決定) オークション収入の10%を国際的な気候変動被害の救済に活用
他の柔軟措置	国内及び国際オフセット、ともに15%の上限。

(出所: PEW Center 資料等)

⁹ マサチューセッツ州を中心とする原告団が、米環境保護局(EPA: Environment Protection Agency)を始めとする連邦政府に対して、温室効果ガス排出規制に対する EPA の不作為について訴訟をおこしたもの。最高裁における論点は、「①CO₂等の温室効果ガスは大気汚染物質と定義されるか否か」、「②EPAは自動車等からの温室効果ガス排出を規制する権限を有するか」、という2点となったが、最高裁は2007年4月の判決において、「①CO₂等の温室効果ガスは大気汚染物質」と定義し、その結果、「②EPAは大気汚染物質の排出を規制する大気浄化法(CAA: Clean Air Act)に基づき、CO₂等の温室効果ガスの排出を規制する権限を有している」と述べ、原告勝訴の判決を下した。この判決自体は、EPAに対して直接的に、温室効果ガス削減のための規制を強制したわけではないが、EPAに対して更なる行動を要求するものとなった。

③地域・州レベルにおける動向

地域・州レベルにおける排出量取引導入へ向けた大きな動きとして、北東部10州では、25MW以上の能力を持つ発電設備を対象としたRGGI(Regional Greenhouse Gas Initiative:地域温室効果ガスイニシアティブ)が2009年より稼働する予定である。一方、西部では、カリフォルニア州知事のリーダーシップの下、2007年2月、北西部の5州によりWRCRI(Western Region Climate Action Initiative:西部地域気候アクションイニシアティブ)を発足させ、C&Tによる排出削減を目指している。特にカリフォルニア州などでは、自動車排ガスの燃費規制を通じて、GHG排出削減対策を実施していく動きが活発化しており、米国の気候変動対策に大きな影響を与えている。

(4)上流CAPの概念

現在提出されている米国C&T法案は、我が国と比較して相対的に排出量が多い運輸部門をカバーすることを意識し、一部にせよ川上割当を含めた法案が主流になりつつある¹⁰。「川上割当」とは、主に化石燃料の生産・輸入を行っている事業者にキャップをかけるものであり、S.2191を含む多くの米国C&T法案が割当方式を取り入れている。一方、「川下割当」とは、CO₂を直接排出する化石燃料の最終消費者に対しキャップをかけるものであり、EU-ETS、RGGI等はこの割当方式を採用している。表3にそれぞれの割当方式のメリット・デメリットを示す。

表3 割当方式によるメリット・デメリット

	メリット	デメリット
川上割当	・カバー率が高い ⇒運輸部門等も包含可能 ・直接の制度対象者が限定 ⇒行政コスト削減	・価格転嫁のしやすさの違いによる業種間の不公平性 ・川下事業者の削減インセンティブが働きにくい
川下割当	・実際の排出事業者を対象とできる ・川下事業者の削減インセンティブが大きい	・カバー率が低い ・直接の制度対象者が多い ⇒行政コストがかかる

(出所:各種資料より作成)

4. ポスト京都における枠組みに関する議論

(1)ポスト京都へ向けた国際交渉の構図

現在、本格化しているポスト京都の国際的枠組み構築に向けた交渉においてこの3極は、それぞれの利益を鑑みて、異なるポジションを取っている。

気候変動枠組み条約の将来枠組み交渉には、大きく2つの流れが存在する。ひとつは京都議定書枠組み・ルールを見直し、もしくは改善することを目指す流れ(議定書プロセス)であり、AWG-KP(京都議定書に基づく特別作業

部会)や9条レビュー等が当てはまる。もうひとつは、パリ・ロードマップによる合意の結果2008年3月末から検討が開始された、京都議定書から離脱した米国も参加する検討の場(条約プロセス)であり、こちらはAWG-LAC(気候変動枠組条約における将来の枠組みを検討する作業部会)等が当てはまる。

全体的な構図として、日本はAWG-LCAの議論を中心に、米国、中国、インド等の主要排出国がすべて参加する枠組みの構築を目指しつつ、京都議定書における反省を踏まえ、それぞれの国の目標が公平に設定されることを目標に交渉を進めている。それに対して、EUは基準年を1990年と設定すること等の優位性を踏まえ、AWG-KPにおける議論を軸に京都議定書における枠組みを存続したい意向が強い模様である。またAWG-LACのみの参加となる米国は、これまで国別総量目標の設定に関して後ろ向きであったが、洞爺湖サミットを経て、若干軟化の兆しを見せている。

(2)京都議定書は成功したのか?

京都議定書が成功したのかどうかは議論が分かれるところであるが、当初から各国削減目標値の不公平性について多くの識者から指摘がなされていた。京都議定書における削減目標値は、それ自体、科学的積み上げによる根拠が示されているわけではなく、政治的妥結による人工的な数字であり、実質的な削減可能性を念頭においたものでは無いという批判が強く存在する。

このような状況の中、欧州識者の一部から、京都議定書を失敗と位置付け、その理由について分析しようとする動きがあるのは注目に値する。LSE(London School of Economics)のGwyn Prins氏は、大量排出国である米国、カナダの離脱等によりCO₂排出量の実質的排出削減が進まないことを理由に、京都議定書を失敗と断じている。その背景として、気候変動問題のように非常に複雑で関係者が多岐にわたる問題に対して、「CO₂削減」という単一の指標で対処することの限界を指摘しており、削減目標値の設定に関して政治的意思が入り込むことによる弊害を指摘している。また、京都議定書を基本的に総量目標設定による規制的なアプローチとして捉えており、その規制的手法が故の限界について分析している¹¹。

(3)必ず付随するジレンマ

それでは何故、総量規制的な手法がなかなかうまくいかないのだろうか?最大理由は、排出量の上限を設定する

¹⁰ リーバーマン・マケイン(S.280)、ピンガマン・スペクター(S.176)、リーバーマン・ウォーナー(S.2191)は、上流部門からの排出だけでなく、運輸部門等の下流部門における排出も対象にしている。

¹¹ 我が国でも、電力中央研究所の杉山大志氏が「排出枠を互いに被せる」というアプローチは、必然的に国家間の相互不信を招き、交渉は非常に敵対的、且つ非効率にならざるを得ない旨を指摘している。同氏は、京都議定書を、「国際的に排出枠を割り当てることによる地球全体の総排出量の規制」と捉えており、その結果として、自国の排出枠増加、他国の排出枠削減、という枠の奪い合いが発生している、と分析している。

という考え方、そのものに付随するジレンマにあると考えられる。CO₂削減を進めるためには排出枠を厳しく設定すれば良いが、必然的に経済成長及び経済競争力とのジレンマに陥る。また誰が排出枠を設定し、誰が配分するのかという問題が必ず付随する。

このように国家の経済競争力を大きく左右する生殺与奪の権利を、公平に設定することは非常に難しい。従って、「誰が排出枠を設定し、誰が配分するのか」といった問題が必ず発生することになり、先進国及び経済発展途上国の思惑もあり、交渉プロセスは非常に複雑することとなる。

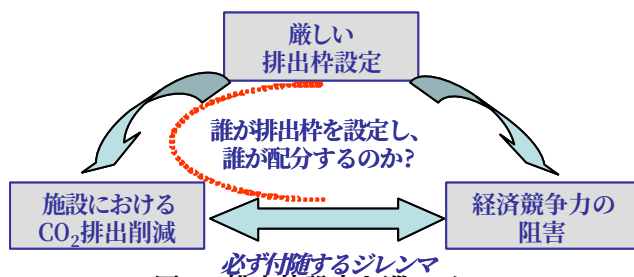


図4 排出枠設定を巡るジレンマ

(出所:PEC2007p-05)

(4)ポスト京都における中期目標設定へ向けて

先の洞爺湖サミットでは、中期目標の設定に関して、「…野心的な中期の国別総量目標を実施する」を策定することで合意が図られた。確かに、2020年あるいは2030年といった目標時期や、いつまでに目標を設定するかという目標設定の期限など具体的な内容は一切決定していないが、米国を含めたG8が国別総量目標に合意したという点は重要なポイントであろう。

国別総量目標策定に関しては、CO₂の実質的削減と経済競争力の阻害の中で絶えまないジレンマが必然的に付きまとうこととなるが、今年12月に開催されるCOP14に向け、各国が調整を進めている。このような状況の中、セクター別アプローチは、「中期目標の策定と各国の排出削減を進める上で有用な手法」と評価されており、「経済成長と両立する形で、既存及び新しい技術の普及を通じ、エネルギー効率を向上させるとともに、温室効果ガス排出量を削減するための、有用な手法となり得る」との共通認識がなされ、大きな期待を集めている。

5. セクター別アプローチへの期待

(1)セクター別アプローチとは

ポスト京都の国際枠組、またはその補完的措置として、セクター別アプローチに対する我が国政府及び産業界からの期待は大きい。セクター別アプローチはその定義、

類型化などについては様々であり、いまだ模索中の概念だと考えられる。元々は、2004年頃から米国ワシントンの政策シンクタンクであるCCAP(Center for Clean Air Policy)が、①途上国を参加させるためのツール、②先進国企業の国際競争力喪失問題の解決のツール、としての可能性に着目し、概念を体系的に研究し始めたといわれている。

その後、PEW Center や IEA(International Energy Agency:国際エネルギー機関)等の研究機関・シンクタンクがそれぞれの立場から定義及び類型化、具体的な制度設計に関する研究を進めており、ポスト京都の国際枠組への適用へ向け検討がなされている。

(2)セクター別アプローチの体系化

PEW Center のD.Bodansky 氏が発表した「International Sectoral Agreements in a Post-2012 Climate Framework」では、セクター別アプローチが必要とされる背景を踏まえたうえで、その概念及びメリットに関する定義づけを行っている。D.Bodansky 氏によると、まず、ポスト京都の気候変動枠組みでは、中国、インド等の大量排出国も含めた多くの国を巻き込むことが不可欠なため、これらの国が参加しやすいように国による様々な取り組み手法を容認するマルチ・トラック・フレームワークが必要となる。セクター別アプローチは、総量目標や原単位目標、さらに技術開発目標等、セクター単位で最適な形で目標を設定できることであり、そのことにより合意形成をより容易に図ることができる。また産業別で取り組むことにより同業種の企業同士が同じ土俵(レベルプレイングフィールド)で競うことにより、各産業の競争力低下に対する懸念を減らすことが可能であるとしている。

また、IEA のRichard Baron 氏が2007年11月に発表した「Sectoral Approaches to Greenhouse Gas Mitigation」では、EU-ETS までをセクター別アプローチとして抱合した上で、以下の4つの手法に分類している。

	Transnational (国家横断的)	Country Specific (国家単位)
Quantitative (定量的)	Transnational quantitative sectoral approaches (例:鉄鋼のセクター内取引・セクター別ベンチマークなど)	Country-Specific quantitative approach (例:先進国の支援で行うセクター単位のCDM(Sectoral CDM)など)
Qualitative (定性的)	Technology-oriented approaches (例:セクター別R&Dなど)	Sustainable development policies and measures (SD-PAMS) (例:セクターごとの政策等に対する先進国による支援)

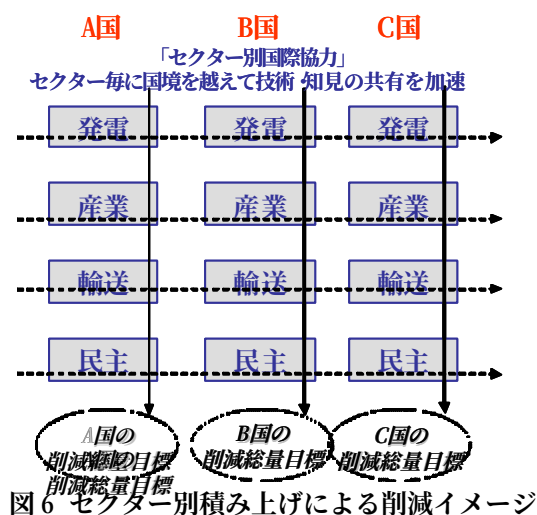
図5 Sectoral Approach 分類

(出所:IEA R.Baron 氏に対するヒアリングより作成)

また、同氏はセクター別アプローチが期待される背景として、D.Bodansky 氏と同様に①GHG 排出削減へ向けた参加誘引、②国際競争力への影響の軽減、③セクター単位の削減ポテンシャル算出による国別排出総量の策定、の3点を挙げている。特に③は、国別総排出量設定における京都議定書の不平等性を省みたうえで、参加国間で業種ごとに共通の効率基準を定め、これを基に業種ごとの排出量を計算し、これを積み上げて国ごとのキャップを決めることの「衡平性」に注目した手法である。

(3)我が国の推し進めるセクター別アプローチ

ダボス会議における福田首相の演説は、まさにこの点を反映したもので、技術をベースにしたセクター別エネルギー効率に基づくボトムアップアプローチを推進していくとするものである。我が国政府は、時期枠組みに係る国際交渉が本格化することを踏まえ、2008年5月にセクター別削減ポテンシャルの積み上げに関する国際ワークショップをパリにて開催するなど、各国の理解促進に全力を挙げている。



6. 我が国気候変動対策の方向性

(1)技術開発の必要性

我が国気候変動対策の方向性を考察する上で、IEA が2008年6月に発表した「Energy Policies of IEA Countries - Japan」は重要な示唆を与えてくれる。同報告書は、我が国のエネルギー及び気候変動対策について、“3E(エネルギー安全保障、環境面での持続可能性、経済効率性)のバランスを保ちつつ、適切な政策を実施している”と評価しており、さらに“エネルギー効率改善に関する一連の施策の更なる拡充”を提言している。またIEA「Energy Technology Perspective」においても、「GDP比で0.08%を費やしている日本を除き、多くのOECD諸国

がGDP比0.03%しか支出していない」として、技術開発分野における我が国の役割を高く評価している。

従って、国際的に評価が高い技術開発を通じた取組みについて、APP(クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ)や IPEEC(国際省エネルギー協力パートナーシップ)に積極的に貢献することを通じて、国際的枠組構築の場におけるリーダーシップを発揮することが期待される。

(2)最後に

我が国産業界は、自主的アプローチを重視した温暖化対策について目標達成の点で優れた実績を示しており、将来にわたりこの慣行を維持すべく努力している。このような状況を踏まえ、経済産業省でも「一案」として、2013年以降、政府と業界団体が総量目標に基づく協定を結ぶことを提案しており、加えて業種ごとに標準的なエネルギー効率指標を定め、企業に指標の達成を義務付ける方針も示している。

このような動向を踏まえつつ、我が国は、セクター別アプローチを軸とする気候変動対策について、国際競争力に対する影響や実質的削減への効力を鑑み十分に議論していく必要があるだろう。

【参考資料】

- 1.(財)石油産業活性化センター企画調査部「平成19年度欧州石油産業の地球温暖化対策を中心とした環境への取組の現状と課題に関する調査報告書(PEC2007p-05)」2008.3
- 2.欧州環境機関(EEA)「Greenhouse gas emissions trends and projections in Europe 2007」2007.1
- 3.山口光恒「排出削減国内対策のための政策・手法についての意見」
- 4.E.Egenhofer(CEPS)「Is Continued Free Allocation to Industry Defensible?」2008.1
- 5.新澤秀則「アメリカにおける排出権取引の論点」2008
- 6.Gwyn Prins「Time to Dictate Kyoto」2007.5
- 7.杉山大志「これが正しい温暖化対策」2007.8
- 8.明日香香川「セクター別アプローチを巡る混乱及び今後の国際交渉における重要課題」2008.5
- 9.D.Bodansky(PEW Center)「International Sectoral Agreements in a Post-2012 Climate Framework」2007.5
- 10.Richard Baron(IEA)「Sectoral Approaches to Greenhouse Gas Mitigation-Exploring Issues for Heavy Industries-」2007.11
- 11.IEA「Energy Policies in Japan」2008.6
- 12.IEA「Energy Technology Perspective 2008」2008.7
- 13.澤昭裕「ポスト京都議定書に向けた新たな枠組みの提案」2007.10